

夫は残業85時間で労災認定

100時間未満でも死招く

長時間労働の是正を柱とする政府の働き方改革の実行計画がまとまった。「歴史的な一歩」と胸を張る安倍晋三首相。誰もが活躍できる社会に向け、長時間労働が染み付いた企業風土と決別できるのか。働き方改革の行方を探る。

過労社会 働き方改革の行方 1

「月最大百時間未満」でした。夫の過労死認定を求むる働き方改革の焦点となっていた原告の三輪香織さん(40)は、愛知県安城市という数字にあぜんとしていた。「厚い壁が、もつと頑丈になってしまつた」。

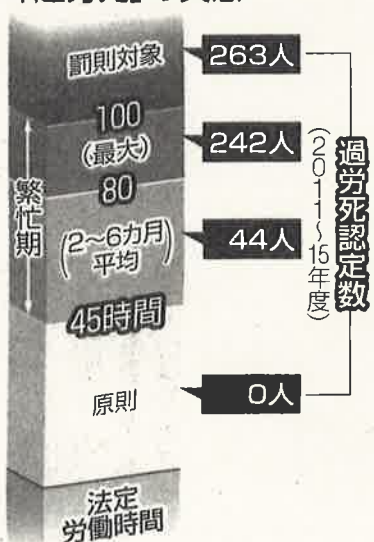
その四日前、月八十五時間の残業でも過労死と認められる名古屋高裁の判決が確定した。「壁」とは、脳・心臓疾

患の「過労死ライン」であるとして、過労死認定の基準としている。は、「一カ月におおむね百時間か、二・六カ月におおむね月八十時間を超える残業」は過労で亡くなる恐れ



過労死した夫敏博さんの遺影を前に、政府の「働き方改革実行計画」に疑問を呈する三輪香織さん(愛知県安城市で(小嶋明彦撮影))

残業上限規制(1カ月間)と「過労死」の実態



人は仕事で死んだんだ。政府は三月二十八日、働き方改革の実行計画を公表した。「かつての『モーレツ社員』という考え方が否定される日本にしてい

決は、亡くなる直前の残業を月八十五時間としつつも、仕事のストレスによるうつ病で睡眠を十分に取れていなかったとして「健康な人の百時間以上に匹敵する」と判断した。高裁判決を受け、香織さんは「(夫に)頑張りが認められたと伝えたい」と会見で涙を流した。夫の死か

26面に続く

「総活躍社会」理念どいに

過労社会 働き方改革の行方

1面から続く

判決で壁を崩したと思ったのに……。三輪香織さん(40)は、残業時間の上限を過労死ライン並みの「最長月百時間未満」に規制するという政府の実行計画に肩を落とした。

夫の敏博さん(当時35)の残業は、過労死ラインに満たない月八十五時間だったが、名古屋高裁判決は過労死と認めた。亡くなったのは、東日本大震災の影響で止まっていた工場の仕事が始めた繁忙期だった。「まじめで自分から休むと

は言わない」。亡くなる直前の朝、足をひきずるようにして家を出た姿が忘れられない。

「百時間未満」に国がお墨付きを与えるのなら、夫のような人は、過労死とみなされなくなるのか。「月八十五時間でも、本人にとつては過重労働だったんです。小さい会社で働く一人の社員のことなんて、目を向けてくれないのかな」

四半世紀にわたる遺族らの訴えが国を動かし、過労死等防止対策推進法が成立したのは三年



前。法律には「過労死防止は国の責務」と明記された。そもそも政府が長時間労働の

是正を打ち出したのは、人口が減っていく中で、誰もが活躍できる社会をつくるためだった。安倍晋三首相は昨年三月、「一億総活躍社会」への政策を話し合った会議で、「長時間労働は仕事と子育ての両立を困難にし、少子化や女性の活躍を阻む原因

「は正を打ち出したのは、人口が減っていく中で、誰もが活躍できる社会をつくるためだった。安倍晋三首相は昨年三月、「一億総活躍社会」への政策を話し合った会議で、「長時間労働は仕事と子育ての両立を困難にし、少子化や女性の活躍を阻む原因

「は正を打ち出したのは、人口が減っていく中で、誰もが活躍できる社会をつくるためだった。安倍晋三首相は昨年三月、「一億総活躍社会」への政策を話し合った会議で、「長時間労働は仕事と子育ての両立を困難にし、少子化や女性の活躍を阻む原因

働き方改革実行計画のポイント

残業時間の罰則付き上限規制

原則は月45時間、年360時間

特例は年720時間。忙しいときでも ①月45時間超は年6回まで ②2～6カ月で月平均80時間以内 ③1カ月当たり100時間未満一の要件を満たす必要がある

同一労働同一賃金

正社員と非正規で働く人との待遇の不合理な格差の解消を目指す指針案を作成
仕事と同じなら基本給や賞与、通勤交通費、有給休暇といった待遇を同じにする

柔軟な働き方

子育てや介護と仕事の両立を目指す
テレワークについて、在宅勤務に加えて出先拠点でも仕事ができるよう指針を改定へ

▲残業時間の上限100時間での労使合意を受け、首相官邸前で抗議する人たち(3月15日、東京・永田町で)

後八時。システム障害が起これば、休日でも二時間以内に現場に駆けつけなければならぬ。三百人ほどの社員のうち女性管理職は、夫と二人暮らしの自分と独身の同僚だけ。家庭を顧みず長時間労働に邁進する男性中心の企業風土が、いつの間にか自分にも染み付いていたのか。ある日、先輩から冗談交じりに告げられた。「会社にとつてはいいコマだけど、幸せそうには見えない」

別の生き方があったのかもしれない。でも、どうすれば仕事と家庭との両立ができたのだろう。育休から復帰しても子育てとの両立から思い描いたようなキャリアが積めず、会社を去った後輩を何人も見てきた。

「月百時間の上限規制で女性も活躍しろって、やっぱり男並みに働けってことでしょうか」(この連載は中沢誠、福田真悟が担当します)

残業168時間 申告の3倍

過労社会 働き方改革の行方

2

長男の九歳の誕生日を家族で祝おうと決めていた土曜も帰宅は遅かった。「日曜の朝なら時間あるけん」。翌朝、松本弘一さん(当時40)、仮名は「バス・デー」を歌い、妻の手作りのケーキをかきこんで職場に向かった。十分足らずの誕生日。二〇一二年九月末のことだった。

「(10月)9日17・30、10日17・30」。肥後銀行(熊本)に勤めていた松本さんのこの頃の勤務記録は、ほぼ毎日定時で仕事が終わったように自己申告では記されていた。日付が変わってからの帰宅時間は、最長百六十八時間

宅も珍しくなかった実態とは懸け離れ、妻は「何のための自己申告なんだろう」と顔を曇らせる。

松本さんはこの年の夏、ごろから多忙を極め、十月十八日に本店七階から身を投げた。担当していたシステム変更の期限が迫っていた。遺書には、同僚へのお詫びとともに「システムを延期してください」と書かれていた。

翌年、熊本労働基準監督署は労災を認定。銀行が入退館の記録やパソコンの稼働時間をもとに計算した一カ月の残業時間は、最長百六十八時間

実態把握 議論されず



過労自殺した松本さんの勤務記録を見つめる妻。会社には定時で仕事が終わったように自己申告していたが、亡くなる5日前には「28:03」という退館データも＝熊本市で

で自己申告の三倍近くに上った。銀行は本人が勝手に働いたと言いたいのではないか。妻は今もまだかま

民間企業(事務職)の労働時間の把握方法

自己申告	43.8%
タイムカード	35.9%
ICカードなど	11.3%
上司の現認	2.0%
パソコンの使用状況	3.9%

2015年人事院調査、複数回答
※社員50人以上の4241社から回答

社員の労働時間を把握するための企業向けガイドライン

- 原則 使用者が自ら確認し、記録する
- タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間など客観的なデータで確認し、記録する
 - 申告の時間が実態と合っているかを調査し、著しい乖離(かいり)があれば補正する
 - 申告時間外に研修などの名目で社内にとりこめ、上司の指示があれば労働時間と扱う
 - 社員の適正な申告を阻害してはならない
 - 違法残業を隠すために、社員や上司が過少申告をしていないか確認する

りが解けない。

銀行は松本さんの死後、自己申告をやめ、パソコンの使用記録で労働時間を把握している。同行は「労務管理を経営の最重要課題として取り組んでいる」と反省を口にする。

厚生労働省はガイドラインで、使用者にタイムカードなど客観的な方法で労働時間を把握するよう指導している。

しかし、法的な強制力はない。一五年の人事院調査では、自己申告で出勤時間を把握している企業が最も多く、事務系社員ですら五割弱に上った。

タイムカードから自己申告に戻すケースもある。横浜市内の運送会社は、社員が未払い残業代を請求した途端、自己申告に切り替えた。勤務時間をあいまいにして、労基署の摘発や残業代の支払いを免れようという本音がのぞく。

新入社員の高橋まつりさん(当時28)が過労自殺した。電話でも、過少申告によって「隠れ残業」がまん延していた。大手、中小を問わず、ず

さんが労働時間の管理が過労死や長時間労働の温床になっている。

ところが、政府の働き方改革実現会議で、労働時間の把握の議論は蚊帳の外に置かれた。委員のジャーナリスト白河桃子さんは、把握義務の法制化を会議で取り上げようと、事務局に事前に伝えると、「既にガイドラインがありま

「残業の上限規制ができれば、ますます自己申告が広がるのでは」と懸念するのは、横浜市の社会保険労務士の鈴木康功さん(50)。懸念にしている社長から「上限ができるならタイムカードを廃止しようかな」と相談されたばかりだ。

過労死問題を数多く扱う松丸正弁護士は、自己申告の原則禁止といった規制強化を説く。「狂った体温計で測っても適切な診察はできない。長時間労働は正でも同じだ」

働かせ放題 残る抜け穴

過労社会 働き方改革の行方

3

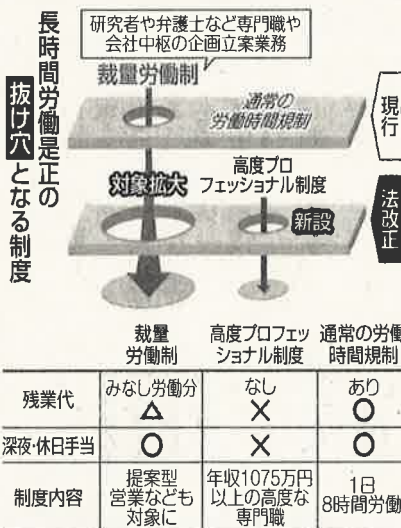


現場さんのタイムカードに印字された遅刻を示す「チ」の文字。遅刻分は「遅早調整」として給与からカットされた

労使が合意すればいくらかの制度の早期導入を掲げても働かせることができる協定（三六協定）の抜け穴をふさぐために、残業時間の上限規制が導入される。ところが、政府がまとめた働き方改革の実行計画には、一部の働き方を残業代支払いの対象から外すことによる、別の抜け穴が用意されていた。

計画は「柔軟な働き方」をうたい、時間に縛られずに働ける制度の早期導入を掲げ、労使で定めたみなし労働時間を超えても残業代が払われない既存の裁量労働制の拡大や、高収入の専門職で働く人を残業代支払いの対象外とする「高度プロフェッショナル制度」の新設だ。上限規制をのむ条件として経済界が「自律的に働きたい労働者への対応も考慮すべきだ」と実

悪用相次ぐ「裁量制」拡大



「政府は労働者の自己実現を支援するためと言ったが、実態を分かっているのか。二年前まで裁量労働制で働き、制度を悪用されたという現場健さん（仮名）は、改革の先行きに不安を抱く。

当時は、仏画やふすま絵などの制作、修復を手掛ける職人として京都市内の工房で働いていた。団体交渉で残業代を請求すると、経営者側の弁護士がこう言った。「うちは手帳にメモした労働時間を計算すると、残業が二百五十

「政府は労働者の自己実現を支援するためと言ったが、実態を分かっているのか。二年前まで裁量労働制で働き、制度を悪用されたという現場健さん（仮名）は、改革の先行きに不安を抱く。

当時は、仏画やふすま絵などの制作、修復を手掛ける職人として京都市内の工房で働いていた。団体交渉で残業代を請求すると、経営者側の弁護士がこう言った。「うちは手帳にメモした労働時間を計算すると、残業が二百五十

長時間の月もあった。それでも給与は一日七時間のみなし労働分だけ。経営者は「できんのは能力が足りんからや」と言い張った。

現場さんは過労などからうつ病となり、工房を辞めた。「人件費を減らしたいだけ。残業代もなく、ボロ雑巾になるまで酷使された」と悔しさをにじませた。

経営者は本紙の取材に「スタッフの個性を生かせる働き方だと思って導入した」と話す一方、遅刻早退に罰金を科すことには「好き勝手やって人が育つんですか」と持論を唱えた。

行政による監視の目は届きにくく、裁量労働制の乱用は後を絶たない。労働政策研究

裁量労働制 労使で定めた労働時間（みなし時間）分の賃金を支払う代わりに、仕事の進め方や出勤を労働者の裁量に委ねる制度。雇用主は深夜や休日を除き、みなし時間を超えて働かせも追加で賃金を支払う必要はない。みなし時間に残業分を含めるかも労使の協議による。年収制限はないが、職種や業務内容で適用できる人は限られる。

裁量労働制は深夜休日に働いた分の賃金は追加で支払われるが、高度プロフェッショナル制度はそれすらなく、「全く歯止めのない働かせ放題の制度」と労働者側はより危険視する。

両制度を盛り込んだ労働基準法改正法案は、既に国会に提出済み。裁量労働制に詳しい兵庫県立大学の松浦章客員研究員は「今でも長時間労働・サービス残業の隠れみよになっっているのに、さらに抜け穴を広げれば、上限規制が有名無実になってしまう」と訴える。

・研修機構（東京）の二〇一三年調査では、裁量労働制とされたながら出勤の自由がない人が四割を占めた。

働き過ぎを助長する懸念もぬぐえない。正社員三人に一人に適用する損保大手では一六年度、みなし時間より平均で月二十時間も長く働いていた。中には百二十時間の人も。社員の一人は「裁量労働制になったら上司から早く帰れって言われなくなった」と明かしており、人事担当者は「労働時間短縮は道半ば」と話す。

裁量労働制は深夜休日に働いた分の賃金は追加で支払われるが、高度プロフェッショナル制度はそれすらなく、「全く歯止めのない働かせ放題の制度」と労働者側はより危険視する。

両制度を盛り込んだ労働基準法改正法案は、既に国会に提出済み。裁量労働制に詳しい兵庫県立大学の松浦章客員研究員は「今でも長時間労働・サービス残業の隠れみよになっっているのに、さらに抜け穴を広げれば、上限規制が有名無実になってしまう」と訴える。

宅配疲弊 利用客も助長

過労社会 働き方改革の行方

— 4 —

二〇一五年の暮れ、忙しさは前年以上だった。運んでも運んでも荷台が空にならない。い。

「まだ荷物が届かないんですけど」。また客からのクレームの電話だ。担当地域は傾斜のきつい横浜市内の住宅地。宅配大手ヤマト運輸のドライバーだった高木純一さん(31)は仮名。電話で運配をわびながら、重い荷物を手に坂を駆け上がった。

昼ご飯は移動中に菓子や牛丼をかきこみ、夜遅くまで働き返る。限界を超えていました」と振り返る。

便利さ追求の果て



荷物は増えてもドライバーが集まらない宅配業界

耐えかねた同僚が一人、また一人と去っていく。アルバイトが集まらず、社員の補充もない。深刻な人手不足から長時間労働がまん延しています。高木さんの勤めていた支

より安く、より便利に。即日配達や送料無料など、利用者の「わがまま」に応えようとするあまり、ドライバーの疲弊に拍車がかかっている。受取人不在による再配達も増えている。高木さんは、再配達の受け付けが終わっているのに「今日中に来い」という依頼まで受けたことも。数年前までは、ほとんど経験がなかったことだ。「サービスがどんどんよくなり、「ヤマトなら何でもやってくれる」と思われたのだろうか」と嘆く。「おもてなし」という残酷社会(平凡社新書)の著者で、心理学者の榎本博明さんは「行き過ぎた顧客第一主義が働き過ぎを招き、客のわがままを増長させている」と、過剰サービスがもたらす悪循環を指摘する。

ヤマトは取扱量の制限や運賃値上げの検討を始めた。正社員を募集してもなかなか集まらない。このままではサービスが成り立たなくなる」と広報担当者。人材確保のため背に腹は代えられなかった。毎月ネット通販を利用するという神奈川県藤沢市の会社員東純平さん(34)は、宅配ドライバーの苦境を伝えるニュースに触れ、学生時代にアルバイトした弁当配達での経験を思い出した。注文通り届けに不在だったときは苦労した。「離職者が増えて、配達そのものができなくなったら困るのは僕ら。そこで働く人たちのことを考えないと」自宅にいながら欲しいものが手に入るネット通販、終日営業のお店。便利さの陰で働く現場は悲鳴を上げていく。便利さを求めてきた私たちもまた、長時間労働に加担してきた。働き方改革は国任せ、企業任せだけでは解決しない。私たち一人一人の生き方も問われている。おわり(この連載は、中沢誠と福田真悟が担当しました)